

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	全体	「条例」が制定され、それに基づく「推進計画」が策定されることについては、全体的に賛同する。	1	【その他】 食の安全・安心の確保に向けて条例および推進計画に基づき取り組みを進めて参ります。
2	全体	県民の参加を推進するため、施策を推進する部局を明らかにし、県民の意見を的確に捉え、施策に反映して欲しい。	2	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、計画中「V 施策の推進方向」に担当課名を加筆します。
3	I-1 計画策定の趣旨	パブリックコメント募集については、関係団体のメンバーは団体から情報を得ることができ、パブコメに参加できますが、そうでなければ常に県のHPを見なければ分からないとか、県の行事等に参加しなければ分からないという状況があるため、パブリックコメントのお知らせ等の強化・工夫が必要である。	3	【その他】 各地域県民センターへの窓口設置・資料配付や県民、関係団体・事業者等が参加するイベント、会合などあらゆる機会を活用したり、新聞・TV等によるパブリックコメントの周知を図っています。
4	I-1 計画策定の趣旨	「推進計画」のパブリックコメントで、どのような意見が出され、どのように「推進計画」に反映させたかを公表すべきであると考えている。	2	【その他】 パブリックコメントで寄せられた意見および意見に対する県の考え方を県ホームページ上で公表することとしています。
5	I-1 計画策定の趣旨	「推進計画」について、山梨県食の安全・安心審議会で審議することは、重要であるが、広く県民が参加して、意見交換をし、「推進計画」を創り上げる機会の設定が必要であると考えている。	2	【その他】 パブリックコメントの実施をはじめ、食の安全・安心を語る会の開催、関係事業者との意見交換など幅広く県民と意見交換の場を設定しています。
6	I-2 計画の位置づけ	「推進計画」の位置付けとして、「第2期チャレンジやまなし行動計画の目標や政策を実現するための施策として策定する計画」となっているが、「第2期チャレンジやまなし行動計画」について、その内容や位置づけが推進計画に添付されていないので良くわからない。重要な位置づけなので、説明が必要である。	3	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「第2期チャレンジ山梨行動計画」の該当箇所を抜粋し、推進計画内に参考資料として加筆します。
7	I-3 計画の期間 I-7 計画の管理	5年間という計画期間が妥当か疑問を感じる。常に県民・消費者の実態を正しく把握し、現状とのギャップを埋め、必要な対策を講じるという意味で、3年毎に推進計画の評価・見直しを行うのが妥当と考える。	5	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、当該計画期間は5か年(H24～28)としつつ、「I-7 計画の管理」において、計画期間中であっても、社会経済情勢や「食の安全・安心に関わる重要事項」についての変化、あるいは、計画期間3か年経過時における計画推進の状況などを踏まえ、「必要に応じて見直し・改定を行う旨修正加筆」します。
8	I-6 計画の推進体制 ○山梨県食の安全・安心審議会	山梨県食の安全・安心審議会委員15名のうち、消費者団体は1団体、消費者は公募2人であり、「食の安全・安心」を一番願う日常の食生活において一番心配している消費者(団体)委員が少ない。事業者・事業者団体は7人であり、事業者(団体)に偏りがあるのは改善すべきである。(法人委員1人を加えると8人と過半数を超えている)。消費者団体・消費者委員数を5名に増やすべきである。 なお、県のホームページでは、消費者4人、生産者3人、事業者4人となっているが、役職等から見て、消費者(団体)3人、事業者(団体)7人と見るのが普通の見方と考える。	5	【反映困難】 審議会の委員構成は、学識経験者も含めて、全体のバランスを十分に配慮したものとされており適当と考えています。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
9	I-6 計画の推進体制	<p>「条例施行」前の基本方針段階では、食の安全・安心に関わる横断的な組織があった。これは「縦割り行政の弊害」等を受けて、消費者庁発足に見られるように消費者行政の一元化が求められた結果でもある。</p> <p>推進計画全般について、法律や様々な調整、国や市町村行政との連携ほか県行政として横断的・統一的に推進計画への不断の関与が求められており、記載もされている。そうした体制や運営の充実が食の安全・安心の前提であり、県民・消費者との信頼構築に欠かせない必要・十分条件と考える。こうした組織を構築し、その責任者・事務局体制を明示して欲しい。</p> <p>また、定期的な会議(推進計画の各部局での進捗状況や必要な施策追加など)開催とその議事録等を開示して欲しい。</p> <p>なお、群馬県のように、「食品の安全にかかわる庁内横断会議」(責任者県知事。17課の課長で構成する横断的組織。食品安全局長以下、食品安全にかかわる部局の事務局体制あり。年2回開催、会議内容開示など)を立ち上げ、県知事以下、行政による「県民・消費者への食の安全・安心推進体制一元化」を確保することを強く要請する。</p>	4	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>県では、本県における生産から流通、消費にいたる総合的な食品の安全・安心施策を推進するため、知事を本部長とし、庁内全部局長を構成員とする「山梨県食の安全・食育推進本部」の設置、また、この対策本部を補助する機関として関係課長を構成員とする「山梨県食の安全・安心推進連絡会議」等を設置しており、その旨を加筆します。</p>
10	I-7 計画の管理	<p>山梨県食の安全・安心推進計画の運用管理、推進体制を具体的に明らかにし、年度毎の実績を検証し、県民に公表する必要がある。公表は、ホームページによる方法だけでなく、誰でも分かりやすい方法で行うことが重要である。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>本推進計画は、毎年度、施策の推進状況や数値目標の達成状況などについて、食の安全・安心審議会に報告、報道機関や県ホームページ等での公表、消費生活情報誌(かいじ号)などを活用して、県民に分かりやすい方法でお知らせします。</p>
11	IV 重点項目・数値目標	<p>重点項目数値目標として、HACCP導入企業数を追加すべきである。「HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の導入が進んでいる」と記述があるが、消費者がそうした企業の工場見学を希望しても、県内での導入企業は少なく、断られるケースがほとんどである。</p>	3	<p>【反映困難】</p> <p>食品衛生法に基づく承認(総合衛生管理製造過程)については、国で実施しておりますが、経費負担や人材の確保について県内事業者の実情を踏まえると数値目標の設定は困難と考えます。</p> <p>国は、畜産物の安全確保の観点から、畜産農場におけるHACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法(農場HACCP)を推進しておりますが、平成24年4月に全国で初めて、1つの認証機関(全国で指定機関は2団体のみ。)により14農場が認証されたところ。県ではその前段階の取組みとして「飼養衛生管理基準」の遵守や「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」の周知について、指導を進めているところですが、数値目標の設定は現段階では困難と考えます。</p> <p>なお、県では、今後もHACCPシステムの考え方を取り入れた自主衛生管理を引き続き推進してしていきます。</p>
12	IV 重点項目・数値目標	<p>放射性物質の検査数を数値目標に追加すべきである。3月11日以降の放射性物質への不安は県内でも多くあり、検査結果をその都度公表し、安全・安心につなげていくことが重要である。</p>	3	<p>【反映困難】</p> <p>放射性物質の検査計画は、他県の検査結果の状況や厚生労働省からの指導により、見直しも想定され、数値目標への掲載は、馴染まないものと考えます。</p> <p>農畜水産物等の生産段階における放射性物質検査については、厚生労働省の指導に基づき、検査対象品目及び検査時期を記載した検査計画を策定し、県ホームページへの掲載等を行っています。また、検査結果については、その都度、関係市町村への通知や報道機関への公表を行い、周知に努めているところ。また、流通食品においても食品衛生監視指導計画に基づき放射性物質検査を実施しており、その都度結果を公表しています。</p>

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
13	IV 重点項目・数値目標	数値目標の中に、県内食料自給率目標を掲げてはどうか。山梨県の食料自給率は25%程度といわれ、国の自給率を大きく下回っていることから、地産地消の推進を踏まえ自給率目標を掲げるべきである。	1	【その他】 本県のカロリーベースの食料自給率は、国の自給率を下回る状況にあります。これは、本県の農作物生産の70%近くを占め、主力品目である果樹、野菜の熱量が低いからです。また、果樹などは、県外でその多くが消費されているなど流通の特色があり、このような本県農産物の特徴を踏まえますと県独自の食料自給率目標は、食の安全・安心推進計画の数値目標には馴染まないと考えています。 しかしながら、食料自給率の向上は、国を挙げて取り組まなければならない課題でありますので、県においても農産物等の地産地消の推進については、その啓発など通じ、積極的に拡大に取り組んで参ります。
14	IV-①-11 残留農薬調査の実施検体数	残留農薬調査の実施検体数が1年間で30検体、5年後も同じ30検体と横ばいの目標設定とは少なすぎる。残留農薬分析の実施等の支援を強めるということでは、現状の検体数の10倍増以上のチェックを行い、県民・消費者へ分かりやすく情報開示を行うべきである。	4	【反映困難】 当該残留農薬調査は、農薬の飛散防止技術の検証を目的として、作物別に確認ほ場を設けて実施しているものです。飛散防止を確認する作物により、検査の検体数を決定しており、30検体で現在県内で栽培されている主要作物を網羅しています。
15	V-1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 V-2 食品に関する正確な情報の提供	実効ある監視が必要で、問題があった場合の迅速な公表、被害の予防的見地にたった情報提供が必要であると考えます。	2	【実施段階検討】 計画的に検査を実施し、県ホームページ、関係市町村への通知、報道機関への情報提供を行い、周知に努めています。 検査の結果が基準値を超えた場合には、関係法令等に基づき、必要な対応を迅速に行って参ります。
16	V-1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	問題がおきた時に迅速に対応できるように、検査機関や検査機器の充実をはかる必要があり、そのための人材育成や財政的な投資が必要であると考えます。	3	【記述済み】 国及び関係機関が開催する研修会等に積極的に職員を派遣するなど、人材の育成に努めるとともに、必要な機器については計画的な整備に努めます。
17	V-1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	他県では、食品安全を統括している「検査センター」が完備されている。具体的に安全性を独自検証するための拠点が山梨県にも配置できるように予算措置も含め推進計画に織り込み、推進計画中に建設に向けた具体化が図れるようにして欲しい。	2	【記述済み】 山梨県衛生環境研究所が、試験研究機関及び食品検査の拠点として稼働しております。
18	V-1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ③人材の育成	農産物直売所などにおける農産物の安全性の確保について多くの県民が不安を抱いている。指導士、アドバイザーの認定を迅速に行い、直売に携わる個人農業者への指導啓発推進を強化して欲しい。	1	【その他】 農薬の適正使用等を図る観点から、農薬の取扱関係者を対象として、農薬管理指導士や農薬適正使用アドバイザーとして認定しています。直売所関係者については、農薬の安全使用に関する説明会、チラシの配布や講習会等での指導啓発を行っているところです。今後とも、生産者や直売所関係者等に対し、農薬等の安全指導の徹底を図っていきます。
19	V-1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施	原発事故後の様々な状況の変化があることを踏まえ、最新の情報により放射性物質検査計画を強化する必要がある。	2	【実施段階検討】 厚生労働省の指導に基づき、検査対象品目及び検査時期等の検査計画を策定し、県ホームページへの掲載等を行っています。 これまで、厚生労働省からの基準値の見直しや検査対象品目の追加等の通知に基づいて、対応しているところです。今後とも、国や他の自治体の検査状況等を踏まえながら、適時適切に対応して参ります。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
20	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ・食肉処理段階における安全性の確保	食肉処理段階における安全性の確保について、食肉として処理される牛及びめん山羊について、引続き全頭のスクリーニング検査を行って欲しい。	2	【実施段階検討】 国及び他自治体の動向について情報収集及びそれらとの連携を図りながら確実に検査を実施していきます。
21	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ・給食施設における安全性の確保	「給食施設に対する巡回指導、集団指導や災害時における対応マニュアルの作成など特定給食施設等に対する指導等を実施する。」について、保健所の食品衛生監視員による食品衛生監視指導を言っているのか、栄養指導員(管理栄養士)による、栄養管理指導等を言っているのか、わかりやすく記述した方が良い。	1	【その他】 特定給食施設に対する指導等の実施は、健康増進法(栄養管理)及び食品衛生法(衛生管理)等関連する法律に基づいて、山梨県食品衛生監視指導計画等の監視計画を踏まえて、各保健所毎に計画を作成し指導や助言を行っており、ご指摘の細かい書き分けについては、本計画の中においては不要と考えます。
22	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ・給食施設における安全性の確保	「給食施設に対する巡回指導、集団指導や災害時における対応マニュアルの作成など特定給食施設等に対する指導等を実施する。」について、「災害時における対応マニュアルの作成」は、どの機関のどの職種が指導することを指しているのか明確にした方が良い。(食中毒・感染症の発生の対応及び地震等発生時の食材備蓄体制マニュアルなど)	1	【実施段階検討】 「災害時における対応マニュアルの作成」については、第二次やまなし防災アクションプランに位置付けられており、現在、健康増進課において、「特定給食施設における危機管理マニュアル」を作成中です。こうしたマニュアル、手引き書等の中に、どの機関のどの職種が実施するか記載します。
23	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ・給食施設における安全性の確保	「学校給食衛生管理基準に基づき、県立学校の給食における食中毒を予防し、安全な給食を提供するため、食材の定期検査を実施し、衛生管理の徹底を図る。」について、「県立学校」の給食に関する衛生管理の徹底だけでなく、公立・私立のすべての小中学校・保育所・幼稚園、私立学校等でも指導を実施する必要がある。	3	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、県立学校に加えて国公立のすべての学校を対象に指導する旨加筆します。
24	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ・学校等における放射性物質検査の検査体制の整備	学校給食食材の放射性物質について多くの保護者から不安の声があげられている。食材の事前検査のより一層の強化と、現場において安全な食材を選択するための指導を行うことが必要である。	1	【実施段階検討】 学校給食食材の放射性物質の事前検査にあたっては、国、市町村等と連携し、効率的に実施できるよう努めて参ります。 また、食材選定の参考となるよう、県ホームページで公表しております。
25	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○流通・販売段階における安全性の確保 ・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策	「山梨県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、前年度の実績をできるだけ早く、分かりやすく公表する必要がある。 また、「山梨県食品衛生監視指導計画」に県民の意見を反映させるため、県民誰もが意見提出できるような意見募集の進め方が必要である。	2	【その他】 実績については、できるだけ早く公表するよう努めます。 また、本計画は、現状、ホームページ上で意見募集を行っているところですが、関係機関等への周知に努めて参ります。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
26	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ①監視の的確な実施 ○流通・販売段階における安全性の確保 ・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策	流通・販売段階における安全性確保について、特に輸入食品に関する監視指導を国や他自治体と連携し強化する必要がある。	1	【実施段階検討】 輸入食品の安全性確保については、国及び関係する他自治体との連携に努めていきます。 また、検疫所での輸入食品の検査体制の強化については国に要望していきます。
27	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ④調査研究の推進 ○安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	農林畜水産物生産現場においては、ここにあげられた薬剤耐性菌の発現だけでなく、既存の農薬・薬剤についても新たな影響への知見が発表されることがある。また、県内の放射性物質の田畑・森林・河川・水源への影響も自然及び人工的な物質の流入により変化してくることも考えられる。 このような農林畜水産物の安全性を脅かす情報を迅速に把握し、適宜に調査研究が実施される体制づくりが必要と考える。	1	【その他】 本県の安全・安心な農産物の生産活動を推進するため、今後も、国など関係機関における研究成果の情報収集に努めるとともに、本県の各試験研究機関において、栽培作物に適応した病害虫防除技術の開発と普及を進めます。
28	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ⑥事業者の自主的な取り組みの推進 ○高度な衛生管理方式導入に対する支援	HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入について、管理する人材の育成や運用管理の監視指導を徹底すべきである。	2	【その他】 衛生管理手法の導入について、管理する人材の育成や運用管理については、食品等事業者を対象に、講習会や監視指導の際に、HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法について周知及び指導を行い、営業形態に則した自主衛生管理体制を推進します。 また、国では、農場HACCPの認証取得を促進するための農場指導員を養成するとしています。なお、県では、管理する人材の育成等を行うために、農場関係者が民間団体の主催する農場HACCP指導員養成研修を受講できるよう、県から農場に対し情報の提供等を行うとともに、農場HACCPの考え方の浸透を図って参ります。
29	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ⑥事業者の自主的な取り組みの推進 ○高度な衛生管理方式導入に対する支援	HACCPシステムの導入が困難とみられる中小事業者への配慮が必要であり、認証取得のための低利融資や利子補給だけでなく、資金の直接的な支援も必要である。	2	【反映困難】 HACCPシステムに対応した設備導入等に係る事業者への支援については、現行融資制度の活用をもって十分と考えられます。
30	V-1「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ⑥事業者の自主的な取り組みの推進 ○高度な衛生管理方式導入に対する支援	山梨版HACCPシステムの構築を促進し、普及すべきである。 既に、東京都・静岡県等いくつかの自治体で実施しており、食品関係施設等は、認証書、認証マーク、認証取得シール等の授与、HPでの認証施設情報の公表等により衛生管理の取組をPRすることができるといった内容のものである。 この制度は施設の規模を問わず、広く食品関係施設を対象とすることで、県内の食品製造・販売施設全体の衛生管理水準の向上及び食品の安全確保を図るうえで大きな効果が期待されるので、本計画の中に具体的な支援施策として位置づけるべきと考える。	3	【反映困難】 食品等事業者を対象に、講習会及び監視指導の際に、HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法について周知及び指導し営業形態に則した自主衛生管理体制を推進していくこととしております。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
31	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ①生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 ○生産者における情報の記録・保存の促進	ポジティブリストによる農薬使用の改善、農業団体等の自主チェック等は当然のことである。しかし、農薬使用者と残留農薬チェック者が同一組織という点は問題である。県民・消費者の暮らしに責任を負う行政としての独自チェックが有効であり、かつ県民・消費者の信頼を得ることになる。県独自のチェック体制を整えるべきである。	3	【その他】 県では、農産物の安全性を確保するため、生産者段階で使用した農薬の散布履歴の記録・自主検査の実施などについて指導等を行っています。また、農業団体等の自主検査については、外部の専門機関において実施していますので、信頼度は高いと考えています。 県独自のチェック体制については、関係部署と連携を図りながら収去検査等を実施しているところであり、今後とも食品の安全確保に努めて参ります。
32	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ①生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 ○生産者における情報の記録・保存の促進	製造者が原材料において遺伝子組み換え作物を使用した場合、情報の記録保存だけでなく、県民が納得して商品を選ぶように情報公開を行うよう指導して欲しい。	1	【その他】 既に大豆やとうもろこし、ばれいしょ等で遺伝子組換え農産物を使用した加工食品には、「遺伝子組換え農産物の使用」に関する表示が義務づけられています。
33	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ①生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 ○各種トレーサビリティシステムの運用	米・牛肉のトレーサビリティシステムの適正な運用について、生産者、事業者に必要な普及啓発や指導をすると共に、消費者にわかりやすい情報を提供する必要がある。	2	【実施段階検討】 県ホームページや消費生活情報誌(かいじ号)への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催など関東農政局甲府地域センターと連携して県民に分かりやすい情報提供に努めて参ります。
34	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ①生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 ○各種トレーサビリティシステムの運用	米トレーサビリティシステムについては、外食産業において輸入米を使用している産地を表示しない例があると報道され、輸入量も増えているとのことなので、十分な監視指導が必要である。	2	【記述済み】 米トレーサビリティシステムについては、関東農政局甲府地域センター等と連携して、監視指導の充実等に努めて参ります。
35	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ②情報の収集・提供の推進 ○食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付	食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付ですが、問い合わせ窓口は、できる限り1本化した方が望ましい。食品安全に関する窓口、消費生活に関する相談・苦情など分けせず、「〇〇110番」という形で県民にわかりやすくすべきである。	1	【実施段階検討】 関係法令や所管する行政機関が多岐に渡るため困難な課題ですが、できる限り努めて参ります。
36	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ②情報の収集・提供の推進 ○食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付	消費生活相談員や県民生活センターによる「食の安全・安心」に関する相談受付が有効だと思うが、相談を受付けることができる知識の習得や対応の研修等が重要である。また、消費生活相談員の活用については、各市町村と連携を取って消費生活相談員の存在を周知することが必要と考える。	2	【実施段階検討】 消費生活相談員や県民生活センター相談員の資質向上に努めるとともに各市町村の消費生活相談員について周知を図ります。
37	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ②情報の収集・提供の推進 ○各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進	条例そのものについて、今後の周知徹底が課題である。条例を県民が熟知することが安全・安心の推進力という点を認識し、「誰もが快適で安全に暮らせる社会づくり」のためにも広く、多くの県民の共有する条例となるよう、お知らせ及び参画機会を保障すべきである。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見の趣旨を踏まえ、V-2-②「各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進」の「消費者等への情報提供」に記述している「食の安全・安心の確保に関する情報」の前に、「条例等関係法令及びこれらに基づく県民の役割の周知をはじめとした」と加筆します。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
38	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ②情報の収集・提供の推進 ○各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進	「県民の役割」については、様々な媒体を使って理解を促すべきである。特に自らが情報を収集する役割、食品の取り扱いに関する役割、食の安全・安心の確保に向けての意見表明など、県民の役割と理解している方は少ないと感じる。県民の役割として明確に位置づけるのであれば、それらの情報もあわせしっかりと伝えていくべきである。	2	【修正加筆等意見反映】 ご意見の趣旨を踏まえ、V-2-②「各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進」の「消費者等への情報提供」に記述している「食の安全・安心の確保に関する情報」の前に、「条例等関係法令及びこれらに基づく県民の役割の周知をはじめとした」と加筆します。
39	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ②情報の収集・提供の推進 ○各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進	県民の意見や提案をいつでも受け付けていることを広く知らせる必要がある。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見の趣旨を踏まえ、V-2-②「各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進」の「消費者等への情報提供」に記述している「食の安全・安心の確保に関する情報」の前に、「条例等関係法令及びこれらに基づく県民の役割の周知をはじめとした」と加筆し、食の安全・安心に関する情報の提供・充実を図ります。
40	V-2 食品に関する正確な情報の提供 ③適正な食品表示の確保	現行の食品表示の監視指導を徹底し、県民にわかりやすく情報提供することが必要である。特に「いわゆる健康食品」の表示や広告について、監視指導の体制を整備し、監視指導を行い、県民に情報提供して欲しい。	2	【その他】 食品衛生法、景品表示法その他の関係法令に基づく食品の監視指導については、法令を所管する関係部局、関係行政機関と連携・協力して食品表示合同調査を行い、その結果を公表しています。 なお、「いわゆる健康食品」についての表示は食品衛生法や健康増進法、広告は景品表示法に基づき監視指導を行っています。
41	V-3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の推進、信頼関係の構築 ①相互理解の推進 ○生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの推進	生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進については、計画的に進めるべきである。 また、企画段階から県民が参加する必要があると考える。	1	【実施段階検討】 生産者・事業者・消費者が意見交換を行う「食の安全・安心を語る会」の開催などについて、アンケート調査等の結果に基づき、計画的に事業を進めて参ります。
42	V-3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の推進、信頼関係の構築 ④食育の推進 ○食の安全・安心に資する知識・理解、適切な判断・実践に向けた普及啓発	「栄養士、調理師、食生活安全推進員等に食の安全・安心に関する知識の普及を図るための研修会」について、保育所、学校のみならず、多くの県民が喫食者として利用している特定給食施設(学校・病院・児童福祉施設・社会福祉施設・事業所)に勤務している管理栄養士・栄養士・調理師・調理員・施設管理者等も研修会の対象としてはどうか。 保健所の栄養指導員(管理栄養士)が行っている栄養管理講習会等の巡回指導や集団指導がこれにあたると思われるので、さらなる充実を特に期待する。	1	【記述済み】 ご指摘の職種等につきましても、既に研修会の対象としており、栄養士、調理師、食生活改善推進員「等」の中に含んでいます。また、栄養管理講習会等の更なる充実にも努めて参ります。
43	V-3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の推進、信頼関係の構築 ⑤地産地消の推進 ○学校給食における県産食材の活用促進	学校給食における県産食材の活用促進では、生産や流通についての関係者の情報交換および県の財政的支援も必要である。	1	【その他】 現在、甲府市地方卸売市場の入荷予測について、定期的に学校給食関係者に情報提供しており、今後もこのような取組を積極的に展開し、県産食材の利用促進に努めて参ります。
44	V-3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の推進、信頼関係の構築 ⑤地産地消の推進 ○学校給食における県産食材の活用促進	学校給食現場では効率化により、地元の土付きや不揃いの農産物が敬遠されると聞いている。生産者と学校現場の調整が充分進むように配慮すべきである。	1	【実施段階検討】 実施にあたっては、給食実施者である市町村教育委員会や生産団体等が連携を図りながら、生産者と学校給食関係者の調整に努めて参ります。

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
45	V-4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等 ②健康被害の未然・拡大防止のための各種措置	山梨県食の安全・安心推進条例に新しい規制措置が盛り込まれたが、実効あるものとなるよう、詳細を検討し、推進して欲しい。	1	【実施段階検討】 山梨県食の安全・安心推進条例第26条～30条の実効規定については、「山梨県食の安全・安心推進条例施行規則」の制定、「運用マニュアル」等を作成し、運用して参ります。
46	V-4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等 ③国等との連携等の推進 ○国、他の都道府県、市町村との連携等	様々な法令に基づく食品表示について国で統一的な表示制度を検討しているが、事業者にも消費者に分かりやすい表示、運用・管理の一元化等について国に要請して欲しい。	2	【記述済み】 国の関係機関や他都道府県と連携を図り、情報・意見交換を行うとともに、広域的な課題については必要な対応をする旨を記載しています。
47	V-4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等 ③国等との連携等の推進 ○国、他の都道府県、市町村との連携等	国や他の都道府県との連携を重視し、情報交換等を行い、県内だけでは、対処が困難な問題について、対応できるようにすることが大切である。	1	【記述済み】 国や他都道府県と連携し、意見交換等を行うとともに国際的、広域的な課題について、必要な措置や施策の充実を国に働きかけることを記載しています。また、緊急時における対応においては、迅速な情報収集や情報伝達など国との連携を図って参ります。
48	V-4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等 ④関係者との連携・協働の推進 ○消費者団体、NP ○法人、ボランティア団体等との連携・協働	消費者団体等との連携では、情報の提供や講師の派遣ばかりでなく、積極的な財政支援等も行い、その活用をはかるべきである。	2	【実施段階検討】 現在も消費者団体等へ「消費者団体活動補助事業」など財政支援を行い連携しています。 今後も消費者団体等とのより一層の連携について検討して参ります。
		合計	95	